

令和 4年 5月26日提出

第 2 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 59 号議案	令和 4 年度浜松市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 60 号議案	令和 4 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 61 号議案	令和 4 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 62 号議案	浜松市事務分掌条例の一部改正について	1
第 63 号議案	浜松市印鑑条例の一部改正について	3
第 64 号議案	浜松市総合体育館条例等の一部改正について	7
第 65 号議案	浜松市職員退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び 浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	11
第 66 号議案	浜松市税条例等の一部改正について	15
第 67 号議案	浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	45
第 68 号議案	浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	47
第 69 号議案	浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業 施行条例の廃止について	49
第 70 号議案	浜松市公園条例の一部改正について	51
第 71 号議案	浜松市駐車場条例の一部改正について	53
第 72 号議案	浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について	57
第 73 号議案	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について	61
報 第 3 号	専決処分の承認について （浜松市税条例の一部改正について）	65
報 第 4 号	専決処分の報告	69
報 第 5 号	一般財団法人浜松市清掃公社の令和 4 年度事業計画について	別冊
報 第 6 号	公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和 4 年度事業計画 について	別冊
報 第 7 号	公益財団法人浜松市医療公社の令和 4 年度事業計画について	別冊
報 第 8 号	公益財団法人浜松市文化振興財団の令和 4 年度事業計画について	別冊

報 第 9 号	株式会社なゆた浜北の令和4年度事業計画について	別冊
報 第 10 号	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和4年度事業計画について	別冊
報 第 11 号	令和3年度浜松市繰越明許費繰越計算書	75
報 第 12 号	令和3年度浜松市事故繰越し繰越計算書	81
報 第 13 号	令和3年度浜松市病院事業会計予算繰越計算書	83
報 第 14 号	令和3年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書	85
報 第 15 号	令和3年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書	87
報 第 16 号	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査結果報告書について	別冊
監報第 7 号	定期監査等の結果に関する報告について	別冊
監報第 8 号	例月出納検査の結果に関する報告について	別冊

第 62 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市事務分掌条例の一部改正について

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市事務分掌条例の一部を改正する条例

浜松市事務分掌条例（昭和４６年浜松市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（部等の設置及び分掌事務）</p> <p>第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により設置する市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課（略）</p> <p>企画調整部</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 情報化に関する事項</u></p> <p>総務部～土木部（略）</p>	<p>（部等の設置及び分掌事務）</p> <p>第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定により設置する市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>危機管理課（略）</p> <p>企画調整部</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>デジタル・スマートシティ推進部</u></p> <p><u>デジタル社会の形成に関する事項</u></p> <p>総務部～土木部（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和４年７月１日から施行する。

第 63 号 議 案

令和 4年 5月26日 提 出

浜松市印鑑条例の一部改正について

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市印鑑条例の一部を改正する条例

浜松市印鑑条例（昭和52年浜松市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、他の市町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約に基づき印鑑登録証明書を交付しようとするときは、当該市町との協議により<u>同項</u>と異なる取扱いをすることができる。</p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>に規定する申請があった場合は、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、<u>印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。</u></u></p> <p>3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、他の市町との間の証明書等の交付等の事務委託に関する規約に基づき印鑑登録証明書を交付しようとする場合は、当該市町との協議により<u>第1項又は前項</u>と異なる取扱いをすることができる。</p> <p>4 市長は、<u>前3項</u>に規定する申請があった場合は、印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して、当該申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通</p>

信回線で接続された通信端末機器をいう。)において、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用し、かつ、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

信回線で接続された通信端末機器をいう。)において、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を使用し、かつ、当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 64 号 議 案

令和 4年 5月26日 提 出

浜松市総合体育館条例等の一部改正について

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市総合体育館条例等の一部を改正する条例

(浜松市総合体育館条例の一部改正)

第1条 浜松市総合体育館条例（平成17年浜松市条例第197号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第8条・第21条関係）				別表第2（第8条・第21条関係）			
1～10（略）				1～10（略）			
11 浜松市龍山健康増進センター				11 浜松市龍山健康増進センター			
利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで	利用時間区分	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで	午後9時から午後9時30分まで
利用区分	1時間につき			利用区分	1時間につき		
体育室	250円	350円	170円	体育室	360円	520円	260円
備考（略）				備考（略）			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市運動広場条例の一部改正)

第2条 浜松市運動広場条例（平成11年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第7条・第18条関係）		別表第2（第7条・第18条関係）	
1～6（略）		1～6（略）	
7 浜松市春野総合運動場		7 浜松市春野総合運動場	
(1) 野球場		(1) 野球場	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
金額	1,180円	金額	1,770円
備考（略）		備考（略）	
(2)・(3)（略）		(2)・(3)（略）	
8 浜松市水窪グラウンド		8 浜松市水窪グラウンド	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
金額	460円	金額	690円
備考（略）		備考（略）	

9・10 (略)

9・10 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市庭球場条例の一部改正)

第3条 浜松市庭球場条例（平成17年浜松市条例第198号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第8条・第20条関係）		別表（第8条・第20条関係）	
1 (略)		1 (略)	
2 浜松市水窪テニスコート		2 浜松市水窪テニスコート	
利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後9時まで 2時間につき
利用区分		利用区分	
1面につき	460円	1面につき	690円
備考 (略)		備考 (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条から第3条までの規定による改正後の浜松市総合体育館条例、浜松市運動広場条例及び浜松市庭球場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

第 65 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員
等公務災害補償条例の一部改正について

浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員等公務災害
補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例及び浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の一部改正)

第1条 浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正13年浜松市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第10条 退隠料等を受くるの権利は之を譲渡し又は担保に供することを得ず。 <u>ただし、株式会社日本政策金融公庫に担保に供するは此の限に在らず。</u>	第10条 退隠料等を受くるの権利は之を譲渡し又は担保に供することを得ず。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 浜松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年浜松市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>	第3条 (略) 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(退隠料等に係る経過措置)
- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「改正法」という。）の施行の際現に担保に供されている退隠料等を受ける権利に係る浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の規定の適用につ

いては、なお従前の例による。

- 3 改正法附則第70条第1項に規定する申込みに係る退隠料等を受ける権利に係る浜松市職員退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(傷病補償年金等に係る経過措置)

- 4 改正法の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利に係る浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定の適用については、なお従前の例による。

- 5 改正法附則第70条第1項及び附則第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利に係る浜松市消防団員等公務災害補償条例の規定の適用については、なお従前の例による。

第 66 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市税条例等の一部改正について

浜松市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市税条例等の一部を改正する条例

(浜松市税条例の一部改正)

第1条 浜松市税条例(昭和29年浜松市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(市民税の減免)</p>

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、天災等により減免を必要とする場合においては、議会の議決を経て減免する。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 年度（法人税割にあつてはその課税標準の算定期間）、期別、税額及びその納期

(3) (略)

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。ただし、天災等により減免を必要とする場合においては議会の議決を経て減免する。

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 災害により著しい損害を受けた者

(6) (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日（前項第5号の規定により減免を受けようとする者にあつては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 年度（法人税割にあつてはその課税標準の算定期間）、期別、税額及びその納期限

(3) (略)

3 第1項（第5号を除く。）の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（固定資産税の減免）

第72条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

3 (略)

第91条 (略)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 災害により著しく価値を減じ、又は滅失した固定資産

(4) (略)

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日(前項第3号の規定により減免を受けようとする者にあつては、同日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 第1項(第3号を除く。)の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 減免を受けようとする事由

3 (略)

第91条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第92条 (略)

(事業所税の減免)

第170条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者その他特別の事情があると認める者に対して、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 (略)

第91条の2 市長は、災害により損害を受けて使用することができなくなった軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅い日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び第90条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第92条 (略)

(事業所税の減免)

第170条 市長は、災害その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者その他特別の事情があると認める者に対して、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日又は災害の発生から30日を経過する日のいずれか遅

を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

- 3 第1項の規定によって、事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で

い日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 減免を受けようとする事由

- 3 第1項の規定 (災害による場合を除く。)によって、事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合)

第11条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は、5分の3とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で

2 2 法附則第 1 5 条第 3 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 3 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 5 ・ 2 6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 1 条の 3 (略)

2 ～ 8 (略)

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができな

2 2 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 3 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

2 6 ・ 2 7 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定等の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 1 条の 3 (略)

2 ～ 8 (略)

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができ

かった理由

1 0 (略)

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

1 2・1 3 (略)

(中心市街地における家屋に対して課する平成 1 6 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 1 4 条の 5 平成 1 5 年 1 月 2 日から平成 2 5 年 1 月 1 日までの間に、中心市街地の区域(中心市街地の活性化に関する法律(平成 1 0 年法律第 9 2 号)第 9 条第 1 0 項の規定により認定された本市の基本計画において定められた同条第 2 項第 1 号の中心市街地

なかった理由

1 0 (略)

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 1 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

1 2・1 3 (略)

第 1 4 条の 5 及び第 1 4 条の 6 削除

の区域又はこれに準じる区域をいう。次条において同じ。)のうち市長が指定する重点的整備地区及びその周辺区域において、新築又は増築された地上階数(規則で定めるところにより計算した地上階数をいう。)3以上を有する耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)であって1階部分が規則で定める要件に該当する建築物である家屋(風俗営業等(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)第1条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第11項第3号を除く。)に規定する営業をいう。)の用に供する部分を除く。以下「中心市街地対象家屋」という。)に対して課する固定資産税の税率は、第63条第1項の規定にかかわらず、法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の6から第15条の9まで又は第63条第2項若しくは第3項の規定(以下この条において「特例規定」という。)の適用を受ける家屋を除き、中心市街地対象家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分については第63条第1項に規定する税率の3分の1とし、その後の2年度分については同項に規定する税率の2分の1とする。

2 中心市街地対象家屋で特例規定の適用を受ける家屋のうち、特例規定の適用後の固定資産税額が特例規定の適用前の固定資産税額の3分の1を超え2分の1以下の額とな

る家屋に対して課する固定資産税の税率は、第63条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分については特例規定の適用前の固定資産税額の3分の1の額となる税率とする。

3 中心市街地対象家屋で特例規定の適用を受ける家屋のうち、特例規定の適用後の固定資産税額が特例規定の適用前の固定資産税額の2分の1を超える額となる家屋に対して課する固定資産税の税率は、第63条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分については特例規定の適用前の固定資産税額の3分の1の額となる税率とし、その後の2年度分については特例規定の適用前の固定資産税額の2分の1の額となる税率とする。

4 市長は、第1項に規定する重点的整備地区及びその周辺区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項その他市長が必要と認める事項を記載した申告書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(中心市街地における償却資産に対して課する平成20年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第14条の6 平成19年1月2日から平成28年3月31日までの間に、中心市街地の区域のうち市長が指定する大型商業施設進

出支援区域(以下この条において「支援区域」という。)において、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。)第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち次の各号に掲げる部分(附則第25条の4第1項において「支援対象部分」という。)で、当該各号に定める者(支援区域内にある店舗を移転して小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下この項及び附則第25条の4第1項において同じ。)を開始する者及び当該大規模小売店舗の所有者を除く。附則第25条の4第1項において同じ。)が当該各号に定める小売業を開始する際に当該部分に設置した償却資産のうち規則で定めるもの(以下この条において「支援対象償却資産」という。)に対して課する固定資産税の税率は、第63条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条の規定(以下この条において「特例規定」という。)の適用を受ける償却資産を除き、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分については第63条第1項に規定する税率の3分の1とし、その後の2年度分については同項に規定する税率の2分の1とする。

(1) 平成19年1月2日以後に、大店立地法第5条第1項の規定により届出がされた場合における当該届出に係る部分 当該届出に伴い小売業を開始する者

(2) 平成19年1月2日以後に、増築、改築、修繕又は模様替(以下この号において「増築等」という。)が行われた場合において、当該増築等が行われた店舗面

積（大店立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下この号及び次号において同じ。）が、1,000平方メートルを超え、かつ、当該大規模小売店舗の店舗面積の合計の2分の1以上に相当するときにおける当該増築等が行われた部分（当該店舗面積に係る部分に限る。）

当該増築等に伴い小売業を開始する者

(3) 商業活動のために使用されず6月以上経過している部分でその店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの（当該店舗面積に係る部分に限る。） 当該店舗面積に係る部分で小売業を開始する者

(4) 前3号に準じるものとして規則で定めるもの 当該規則に定める部分で小売業を開始する者

2 支援対象償却資産で特例規定の適用を受ける償却資産のうち、特例規定の適用後の固定資産税額が特例規定の適用前の固定資産税額の3分の1を超え2分の1以下の額となる償却資産に対して課する固定資産税の税率は、第63条第1項の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分については特例規定の適用前の固定資産税額の3分の1の額となる税率とする。

3 支援対象償却資産で特例規定の適用を受ける償却資産のうち、特例規定の適用後の固定資産税額が特例規定の適用前の固定資産税額の2分の1を超える額となる償却資産に対して課する固定資産税の税率は、第63条第1項の規定にかかわらず、当該償却資産

に対して新たに固定資産税が課されること
となった年度から3年度分については特例
規定の適用前の固定資産税額の3分の1の
額となる税率とし、その後の2年度分につい
ては特例規定の適用前の固定資産税額の2
分の1の額となる税率とする。

4 市長は、第1項に規定する支援区域を指定
したときは、その旨を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの規定の適用を受
けようとする者は、当該年度の初日の属する
年の1月31日までに規則で定める事項そ
の他市長が必要と認める事項を記載した申
告書に規則で定める書類を添付して市長に
提出しなければならない。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係
る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

(中心市街地において行う事業に対して課
する事業所税の特例)

第25条の4 平成19年1月2日から平成
28年3月31日までの間に、支援対象部
分において附則第14条の6第1項各号に
定める者が当該部分において行う事業に対
して課する事業所税の税率については、第
164条の規定にかかわらず、当該事業が
開始された日の属する月から36月を経過
する月までの税率は同条に規定する税率の
3分の1とし、その後の24月を経過する
月までの税率は同条に規定する税率の2分
の1とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、
第167条第1項の規定による申告納付を
行う前に規則で定める事項その他市長が必

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係
る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

<p><u>要と認める事項を記載した申告書に規則で定める書類を添付してあらかじめ市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第26条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 (略)</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)</u>をいう。)又は<u>扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際</p>

市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

附 則

第8条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者

に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～5 (略)

附 則

第8条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第22条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者

が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第29条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第30条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例

が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第29条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の6の規定を適用する。

法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 浜松市税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対してその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。))若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規

2～9 (略)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条

定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

第36条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第21条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条

の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る

の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る

所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条

所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

約適用配当等申告書にその記載がないこと
についてやむを得ない理由があると市長が
認めるときを含む。)に限り、適用する。
ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号
に掲げる申告書がいずれも提出された場合
におけるこれらの申告書に記載された事項
その他の事情を勘案して、同項後段の規定
を適用しないことが適当であると市長が認
めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告
書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申
告書(同項の規定により前号に掲げる申
告書が提出されたものとみなされる場合
における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第
1項の規定の適用がある場合(第3項後段の
規定の適用がある場合を除く。)における第
34条の8の規定の適用については、同条第
1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し
くは附則第25条の3第3項前段に規定す
る条約適用配当等(以下「条約適用配当等」
という。)に係る所得が生じた年の翌年の4
月1日の属する年度分の同条第4項に規定
する条約適用配当等申告書にこの項の規定
の適用を受けようとする旨及び当該条約適
用配当等に係る所得の明細に関する事項の
記載がある場合(条約適用配当等申告書にこ
れらの記載がないことについてやむを得な
い理由があると市長が認めるときを含む。)
であって、当該条約適用配当等に係る所得の
金額の計算の基礎となった条約適用配当等

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第
1項の規定の適用がある場合(第3項後段の
規定の適用がある場合を除く。)における第
34条の8の規定の適用については、同条第
1項中「又は同条第6項」とあるのは「若し
くは附則第25条の3第3項前段に規定す
る条約適用配当等(以下「条約適用配当等」
という。)に係る所得が生じた年分の所得税
に係る同条第4項に規定する確定申告書に
この項の規定の適用を受けようとする旨及
び当該条約適用配当等に係る所得の明細に
関する事項の記載がある場合であって、当該
条約適用配当等に係る所得の金額の計算の
基礎となった条約適用配当等の額について
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法
及び地方税法の特例等に関する法律(昭和
44年法律第46号。以下「租税条約等実施

の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 浜松市税条例等の一部を改正する条例（令和3年浜松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的

を

払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第

に

項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第4条並びに次条第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第3条及び次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「新条例」という。）第51条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する災害により減免する市民税について適用し、施行日前に発生した災害により減免する市民税については、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の浜松市税条例（以下「5年新条例」という。）第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する5年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の浜松市税条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の浜松市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

2 新条例第72条の規定は、施行日以後に発生する災害により減免する固定資産税について適用し、施行日前に発生した災害により減免する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税の種別割に関する経過措置）

第4条 新条例第90条第2項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した第1条の規定による改正前の浜松市税条例（以下「旧条例」という。）第90条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例第91条の2の規定は、施行日以後に発生する災害により減免する種別割について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第6条 新条例第170条（第2項第4号を除く。）の規定は、施行日以後に発生する災害により減免する事業所税について適用し、施行日前に発生した災害により減免する事業所税については、なお従前の例による。

2 新条例第170条第2項第4号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第170条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

第 67 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(浜松市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 浜松市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年浜松市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料(令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>3 新条例附則第3条の規定は、令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料(令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年浜松市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分から<u>令和3年度分</u>までの保険料(令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>3 改正後の附則第9項の規定は、令和元年度分から<u>令和4年度分</u>までの保険料(令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限が到来するものに限る。)について適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 68 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後													
(経営の基本)		(経営の基本)													
第3条 (略)		第3条 (略)													
2 病院の診療科目は、次のとおりとする。		2 病院の診療科目は、次のとおりとする。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市国民健康保険 佐久間病院</td> <td>(略) 精神科 小 児科 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	診療科目	(略)		浜松市国民健康保険 佐久間病院	(略) 精神科 小 児科 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浜松市国民健康保険 佐久間病院</td> <td>(略) 精神科 <u>消 化器内科</u> 小児科 (略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	診療科目	(略)		浜松市国民健康保険 佐久間病院	(略) 精神科 <u>消 化器内科</u> 小児科 (略)
名称	診療科目														
(略)															
浜松市国民健康保険 佐久間病院	(略) 精神科 小 児科 (略)														
名称	診療科目														
(略)															
浜松市国民健康保険 佐久間病院	(略) 精神科 <u>消 化器内科</u> 小児科 (略)														
3 (略)		3 (略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																											
別表（第4条・第12条関係）				別表（第4条・第12条関係）																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）</td> <td></td> <td><u>5,500円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）</td> <td>1回</td> <td><u>2,750円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	単位	金額	備考	(略)				非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）		<u>5,500円</u>	(略)	逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）	1回	<u>2,750円</u>	(略)	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）</td> <td></td> <td><u>7,700円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）</td> <td>1回</td> <td><u>3,300円</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種別	単位	金額	備考	(略)				非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）		<u>7,700円</u>	(略)	逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）	1回	<u>3,300円</u>	(略)	(略)			
種別	単位	金額	備考																																												
(略)																																															
非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）		<u>5,500円</u>	(略)																																												
逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）	1回	<u>2,750円</u>	(略)																																												
(略)																																															
種別	単位	金額	備考																																												
(略)																																															
非紹介患者初診 加算料（浜松医 療センターに限 る。）		<u>7,700円</u>	(略)																																												
逆紹介申出患者 再診加算料（浜 松医療センター に限る。）	1回	<u>3,300円</u>	(略)																																												
(略)																																															

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

第 69 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例の廃止について

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成14年浜松市条例第101号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 70 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市公園条例の一部改正について

浜松市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市公園条例の一部を改正する条例

浜松市公園条例（平成17年浜松市条例第243号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第12条・第24条関係）		別表第3（第12条・第24条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 浜松市佐久間ふれあい運動公園		2 浜松市佐久間ふれあい運動公園	
利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき	利用時間区分	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までは、午後7時まで） 2時間につき
利用区分		利用区分	
多目的広場専用利用	<u>580円</u>	多目的広場専用利用	<u>870円</u>
備考 （略）		備考 （略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の浜松市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。ただし、この条例の施行の際現に当該利用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

第 71 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市駐車場条例の一部改正について

浜松市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市駐車場条例の一部を改正する条例

浜松市駐車場条例（昭和39年浜松市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表第1（第2条・第4条関係）			別表第1（第2条・第4条関係）			
1 路外駐車場			1 路外駐車場			
名称	位置	入場又は出場 できる時間	名称	位置	入場又は出場 できる時間	
浜松市新川北 駐車場	(略)	(略)	浜松市新川北 駐車場	(略)	(略)	
浜松市新川南 駐車場	浜松市中区砂山 町358番1地先					
浜松市駅北駐 車場	(略)					
(略)			(略)			
2 (略)			2 (略)			
別表第2（第4条の3関係）			別表第2（第4条の3関係）			
駐車場	駐車することができる自動車 等		駐車場	駐車することができる自動車 等		
	種類	高さ		種類	高さ	
浜松市新川北 駐車場 浜松市新川南 駐車場 浜松市駅北駐 車場 浜松市駅南地 下駐車場	(略)		浜松市新川北 駐車場 浜松市駅北駐 車場 浜松市駅南地 下駐車場	(略)		
(略)			(略)			
別表第3（第5条関係）			別表第3（第5条関係）			
1 駐車料金			1 駐車料金			
(1) 普通自動車等及び側車付きの自動二 輪車			(1) 普通自動車等及び側車付きの自動二 輪車			
駐車場	区分	金額	駐車場	区分	金額	
浜松市新川北 駐車場 浜松市新川南 駐車場 浜松市ザザシ ティ駐車場	(略)		浜松市新川北 駐車場 浜松市ザザシ ティ駐車場	(略)		
(略)			(略)			
備考			備考			

1 浜松市新川北駐車場及び浜松市新川南駐車場における24時間までの金額の上限は、2,000円とする。この場合において、24時間を超える部分の金額は、20分までごとの区分からとする。

2～4 (略)

(2) (略)

2 (略)

別表第4 (第5条関係)

1 普通自動車等及び側車付きの自動二輪車

名称	区分	1枚当たりの金額(円)			
		1枚以上4枚以下	5枚以上9枚以下	10枚以上19枚以下	20枚以上
浜松市新川北駐車場・浜松市新川南駐車場・浜松市駅北駐車場共通定期駐車券	(略)				
(略)					

備考 (略)

2 (略)

1 浜松市新川北駐車場における24時間までの金額の上限は、2,000円とする。この場合において、24時間を超える部分の金額は、20分までごとの区分からとする。

2～4 (略)

(2) (略)

2 (略)

別表第4 (第5条関係)

1 普通自動車等及び側車付きの自動二輪車

名称	区分	1枚当たりの金額(円)			
		1枚以上4枚以下	5枚以上9枚以下	10枚以上19枚以下	20枚以上
浜松市新川北駐車場・浜松市駅北駐車場共通定期駐車券	(略)				
(略)					

備考 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第5条第3項の規定により発行されている浜松市新川北駐車場・浜松市新川南駐車場・浜松市駅北駐車場共通定期駐車券にあっては、この条例の施行の日以後においても、浜松市新川北駐車場及び浜松市駅北駐車場において、なお従前の例により使用することができる。

第 72 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市道路占用料徴収条例の一部改正について

浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

浜松市道路占用料徴収条例（昭和28年浜松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p align="center"><u>浜松市道路占用料徴収条例</u></p> <p align="center">（延滞金）</p> <p>第6条 占用料を納付すべき者は、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p align="center"><u>浜松市道路占用料等徴収条例</u></p> <p align="center">（延滞金）</p> <p>第6条 占用料<u>又は法第58条第1項の規定による負担金</u>を納付すべき者は、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に納入の通知がされる占用料及び負担金について適用し、同日前に納入の通知がされた占用料及び負担金については、なお従前の例による。

（浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正）

- 3 浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年浜松市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p align="center">（使用料）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電柱・地下埋設物・架空の工作物等を設置する場合の使用料は、<u>浜松市道路占用料徴収条例</u>（昭和28年浜松市条例第49号）別表に定める額を基準とし、使用の態様に応じ、市長が定める額とする。</p>	<p align="center">（使用料）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電柱・地下埋設物・架空の工作物等を設置する場合の使用料は、<u>浜松市道路占用料等徴収条例</u>（昭和28年浜松市条例第49号）別表に定める額を基準とし、使用の態様に応じ、市長が定める額とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(村櫛漁港管理条例の一部改正)

4 村櫛漁港管理条例(平成13年浜松市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表(第13条関係)					別表(第13条関係)				
種類	施設の種別	区分	単位	金額	種類	施設の種別	区分	単位	金額
(略)					(略)				
占用料	(略)				占用料	(略)			
	甲種漁港施設(道路)	浜松市道路占用料徴収条例(昭和28年浜松市条例第49号)の例による。				甲種漁港施設(道路)	浜松市道路占用料等徴収条例(昭和28年浜松市条例第49号)の例による。		
備考 (略)					備考 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市法定外道路管理条例の一部改正)

5 浜松市法定外道路管理条例(平成17年浜松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(占用料等の徴収)		(占用料等の徴収)	
第15条 (略)		第15条 (略)	
2	占用料の額及び徴収は、 <u>浜松市道路占用料徴収条例</u> (昭和28年浜松市条例第49号)の規定を、土石採取料の額及び徴収は、浜松市普通河川条例(昭和46年浜松市条例第27号)の規定を準用する。	2	占用料の額及び徴収は、 <u>浜松市道路占用料等徴収条例</u> (昭和28年浜松市条例第49号)の規定を、土石採取料の額及び徴収は、浜松市普通河川条例(昭和46年浜松市条例第27号)の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市下水道条例の一部改正)

6 浜松市下水道条例(昭和37年浜松市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(占用料)		(占用料)	
第25条 (略)		第25条 (略)	
2	前項の占用料については、 <u>浜松市道路占用料徴収条例</u> (昭和28年浜松市条例第49号)を準用する。ただし、雨水の排除に係る公共下水道(合流式のものを除く。)の敷地	2	前項の占用料については、 <u>浜松市道路占用料等徴収条例</u> (昭和28年浜松市条例第49号)を準用する。ただし、雨水の排除に係る公共下水道(合流式のものを除く。)の敷地

又は排水施設に係る占用料については、浜松市普通河川条例（昭和46年浜松市条例第27号）の規定を準用する。

又は排水施設に係る占用料については、浜松市普通河川条例（昭和46年浜松市条例第27号）の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 73 号 議 案

令和 4年 5月26日提 出

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もって全ての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

(基本原則)

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、全ての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持及び迅速な復旧を可能とする情報システム及び体制の構築に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、デジタルを活用したまちづくりの推進について、市と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

報 第 3 号

令和 4年 5月26日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 鈴木 康 友

専 第 5 号

令和 4年 3月31日専 決

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第13条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（<u>商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5</u>）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 (略)

第16条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の浜松市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、人身・物損事故、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに市営住宅使用料等請求事件にかかる訴えの提起について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
6	令和4年 3月16日	和 解 1,334,671円	浜松市天竜区 二俣町二俣2417番 地の2 株式会社つぼい 代表取締役 阿隅 敏明	令和2年 8月13日	浜松市西区 坪井町5107番地の 1地先 物損事故
事故の状況		道路上に散乱していた舗装補修合材の破片を通過する車両が巻き上げて、隣接する太陽光発電パネル20枚を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対 策		令和2年8月 路上に残っている合材の清掃。 令和2年10月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
7	令和4年 3月31日	和 解 139,570円	浜松市天竜区 水窪町奥領家 A氏	令和3年 12月17日	浜松市天竜区 佐久間町大井355 番地の3地先 人身・物損事故
事故の状況		午前6時35分頃、相手方車両が国道152号を南進中、山側法面からの落石により車両フロントガラスを損傷し、左膝に打撲を負った人身・物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対策		令和3年12月 落石注意看板設置。 法面上部の安全確認を実施。			

人身・物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
8	令和4年 3月3日	和 解 54,830円	浜松市東区 大瀬町 B氏	令和3年 6月20日	浜松市東区 大瀬町2218番地 大瀬小学校内 人身・物損事故
事故の状況		令和3年6月20日執行の第20回静岡県知事選挙の投票所として使用した大瀬小学校体育館において、投票所出口の段差に設置したスロープが落下し、足を踏み外して転倒した際、膝及びひじを打撲、唇に切創を負い、眼鏡を損傷させた人身・物損事故である。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
9	令和4年 2月24日	和 解 113,520円	浜松市中区 相生町14番10号 浜松東警察署長 今川 桂一	令和3年 12月21日	浜松市中区 佐藤三丁目23番地 の16 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午前10時00分頃、連絡ごみ回収のためごみ収集塵芥車にて佐藤三丁目内を走行中、停車のため車両を後退したところ、車両の後部が道路標識の支柱に接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。</p>				
10	令和4年 2月25日	和 解 271,700円	磐田市 鳥之瀬 C氏	令和3年 11月8日	磐田市 中泉一丁目6番16号 交通事故（物損）
	<p>事故の状況 午後0時56分頃、天平のまち駐車場において、公用車を降りようと運転席ドアを開けた際、強風にあおられて、右隣に駐車していた相手方車両の助手席ドアに公用車のドアが接触した物損事故である。</p> <p>過失割合 浜松市100%</p> <p>対 策 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、職員への再発防止を徹底するよう指導した。また、当該指導内容を徹底するため、浜松市公用車「車中八策」を職場内に掲示した。</p>				

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
11	令和4年 3月31日	和 解 146,256円	浜松市中区 布橋三丁目 D氏	令和4年 1月25日	浜松市南区 東若林町113番地 の2 交通事故（物損）
事故の状況		午後0時38分頃、セブンイレブン浜松東若林店の駐車場内において、公用車で後進した際、公用車の右側後部が後続の相手方車両の左側前部に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、標語を作成して課内に掲示し、常に事故防止と安全運転の意識を徹底するようにした。			
12	令和4年 3月31日	和 解 3,900円	浜松市中区 鳴江町22番地の1 中部電力パワーグ リッド株式会社 浜松営業所長 中村 賢一	令和3年 12月28日	浜松市天竜区 春野町田黒34番地 の3地先 交通事故（物損）
事故の状況		午後2時00分頃、連絡ごみ回収のため2tダンプ車にて春野町内の道路幅員が狭い箇所を走行中、車両左後方上部が相手方建物の電気量検針器ケースに接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、事前の走行経路の確認により、道路幅員が狭い箇所が認められる場合は、小型車両の使用を徹底するよう注意喚起を行った。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
13	令和4年 3月15日	和解 177,122円	浜松市中区 広沢三丁目 E氏	令和4年 1月12日	浜松市中区 佐鳴台三丁目30番 1号地先 物損事故
事故の状況		午後0時45分頃、相手方車両が市道佐鳴台3号線を南進中、佐鳴台保育園フェンスに取り付けていた看板が強風により飛散し、相手方車両左側を損傷した物損事故である。			

市営住宅使用料等請求事件

専 決		相手方の 住所・氏名	住宅使用料	駐車場使用料	賃料相当損害金
番号	年 月 日		滞納額 月数及び金額	滞納額 月数及び金額	滞納額 月数及び金額
14	令和4年 4月26日	浜松市中区 葵西四丁目 F氏	9か月 136,393円	14か月 28,400円	6か月 303,587円
			滞納額合計 468,380円		
<p>請求内容</p> <p>下記物件において滞納している住宅使用料、駐車場使用料及び賃料相当損害金の請求。</p> <p>物件 市営住宅葵西四丁目団地 C2 棟 305 号室 駐車場 A-36 区画</p> <p>要旨</p> <p>住宅使用料、駐車場使用料及び賃料相当損害金の滞納者に対し、令和4年2月14日付けで浜松簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、令和4年3月28日に滞納者から同裁判所に対し当該督促に係る異議申立てがなされたため、民事訴訟法第395条により、本市が訴えを提起したものとみなされる。</p> <p>※民事訴訟法抄</p> <p>第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。</p>					

令和3年度 浜松市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	広聴広報運営経費	5,353,000	5,083,000		4,534,000				549,000
		庁舎等維持管理事業（庁舎等維持管理事業）	20,593,000	20,593,000						20,593,000
		庁舎等維持管理事業（庁舎等整備事業）	45,920,000	45,920,000		32,367,000				13,553,000
		企画運営経費	16,098,000	16,098,000		4,857,000				11,241,000
		政策法務事業（政策法務推進事業）	275,000	275,000						275,000
		多文化共生推進事業（外国人学習支援センター運営事業）	11,653,000	11,653,000						11,653,000
		国際化推進運営経費	3,305,000	3,288,000		2,329,000				959,000
		庁内情報基盤維持管理事業（ネットワーク等維持管理事業）	14,261,000	14,261,000		10,052,000				4,209,000
		社会情報基盤整備充実事業	105,626,000	105,626,000		74,452,000				31,174,000
		情報化推進拠点施設運営事業	4,022,000	4,022,000		2,835,000				1,187,000
		市民協働センター管理運営事業	685,000	685,000						685,000
		協働センター等施設整備事業	122,984,000	122,715,000						122,715,000
		消費生活推進事業（くらしのセンター運営事業）	2,728,000	2,728,000						2,728,000
		基地周辺整備事業	51,840,000	26,454,000		16,530,000				9,924,000
			デジタル・スマートシティ推進運営経費	1,980,000	1,980,000					1,980,000
		7 浜北区役所費	区管理運営事業（公有財産維持管理事業）	1,725,000	1,725,000					1,725,000
		9 文化振興費	文化施設管理事業（市民音楽ホール整備事業）	2,309,000	2,309,000					2,309,000
			文化施設管理事業（文化施設整備事業）	115,459,000	115,459,000					115,459,000
		10 スポーツ振興費	スポーツ施設運営事業（スポーツ施設整備事業）	40,419,000	40,419,000			14,700,000		25,719,000
		11 生涯学習費	生涯学習施設運営事業（生涯学習施設整備事業）	6,411,000	4,946,000					4,946,000
	学習等供用施設整備事業		40,517,000	40,517,000				19,628,000	20,889,000	
	文化財施設公開事業（舞坂宿脇本陣維持管理事業）		565,000	565,000					565,000	
	文化財施設公開事業（中村家住宅維持管理事業）		745,000	745,000					745,000	
	図書館運営事業（図書館サービスシステム維持管理事業）		8,475,000	8,475,000		5,974,000			2,501,000	
	図書館運営事業（施設整備事業）		2,420,000	2,420,000					2,420,000	
		美術館運営事業（維持管理事業）	705,000	705,000					705,000	
	13 戸籍住民基本台帳費	市民窓口デジタル運営経費	23,925,000	23,925,000		11,764,000			12,161,000	
3 民生費	1 社会福祉費	福祉施設運営事業（施設整備事業）	2,500,000	2,500,000					2,500,000	
		障害福祉システム事業	10,956,000	10,956,000		2,525,000			8,431,000	
		障害者施設運営事業（施設整備事業）	14,917,000	14,917,000					14,917,000	
		障害者施設整備費助成事業（補助金）	56,610,000	55,496,000		37,712,000			17,784,000	
		高齢者施設等運営事業（施設整備事業）	4,207,000	2,497,000					2,497,000	
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（人件費）	3,761,000	3,761,000		3,761,000				
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（事務費）	290,738,000	244,464,000		244,464,000				
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業（給付費）	3,000,000,000	1,800,000,000		1,800,000,000				
		2 児童福祉費	家庭福祉支援事業（子育て特別給付金支給事業）	67,200,000	63,500,000		63,500,000			
	4 衛生費	1 保健衛生費	墓園等整備・管理事業（墓園等管理事業）	14,441,000	14,441,000					14,441,000
3 清掃費		埋立処分場運営事業（平和清掃事業所）	67,518,000	67,188,000					67,188,000	
		埋立処分場運営事業（浜北環境事業所）	5,885,000	5,885,000					5,885,000	
5 飲料水供給費		飲料水供給施設維持管理事業	9,895,000	9,397,000					9,397,000	
6 農林水産業費		1 農業費	フルーツパーク管理運営事業	68,105,000	67,641,000					67,641,000
	農産物生産振興事業（施設整備等支援事業（補助金））		768,803,000	632,802,000			632,802,000			
	農業振興運営経費		3,857,000	3,857,000		2,719,000			1,138,000	
	農地利用運営経費		6,939,000	6,939,000		4,891,000			2,048,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	2 畜産業費	畜産振興支援事業	237,000,000	214,857,000			214,857,000				
	3 農地費	農業農村整備支援事業（土地改良施設整備助成事業（補助金））	9,600,000	9,600,000						9,600,000	
		かんがい排水整備事業（かんがい排水整備国庫補助事業）	37,000,000	37,000,000			33,500,000			3,500,000	
		かんがい排水整備事業（かんがい排水整備市単独事業）	26,230,000	26,230,000						26,230,000	
		農業農村施設維持管理事業（揚排水施設・樋門維持管理事業）	31,000,000	31,000,000			29,450,000			1,550,000	
		農業農村施設維持管理事業（農業農村改善センター維持管理事業）	1,760,000	1,760,000						1,760,000	
		農業農村振興運営経費	9,132,000	9,132,000		6,437,000				2,695,000	
	4 林業費	治山事業（県単独治山事業）	20,262,000	20,262,000			13,508,000			6,754,000	
		林道等整備事業（公共林道整備事業）	42,760,000	34,136,000			15,361,000	17,000,000		1,775,000	
		林道等整備事業（県単独林道整備事業）	83,128,000	55,760,000			22,306,000	33,200,000		254,000	
		林道等整備事業（林道維持補修事業）	42,000,000	16,240,000	9,892,000					6,348,000	
		低コスト林業推進事業（林業機械・施設整備事業（補助金））	7,500,000	7,500,000			7,500,000				
		林業成長産業化推進事業	27,250,000	27,250,000			27,250,000				
		森林管理運営経費	2,002,000	2,002,000		1,412,000				590,000	
	5 水産業費	漁港管理事業（漁港整備事業）	71,000,000	62,941,000			17,000,000	15,300,000		30,641,000	
	7 商工費	1 商工費	観光施設運営事業（観光施設維持修繕事業）	10,302,000	10,302,000						10,302,000
			観光施設運営事業（渚園維持管理事業）	2,497,000	2,497,000						2,497,000
観光施設運営事業（弁天島海浜公園維持管理事業）			864,000	864,000						864,000	
観光宣伝事業（公式オンラインアンテナショップ事業）			100,000,000	100,000,000			89,206,000			10,794,000	
新しい生活様式支援事業（はままつ安全・安心な飲食店認証制度事業）			130,000,000	130,000,000			115,968,000			14,032,000	
8 土木費	1 土木管理費	地震対策推進事業（住宅・建築物耐震改修事業）	23,932,000	23,932,000			13,054,000			10,878,000	
		公共建築物長寿命化推進事業	125,794,000	118,884,000				106,900,000		11,984,000	
	2 道路橋りょう費	道路関係調査事業（道路交通調査事業）	22,564,000	17,635,000							17,635,000
		交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）	886,160,000	574,200,000			312,775,000		239,300,000		22,125,000
		交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）	131,175,000	80,409,000							80,409,000
		交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）	310,700,000	235,474,000							235,474,000
		道路照明灯LED化更新事業（国交付金事業）	570,000,000	541,600,000			270,800,000		268,700,000		2,100,000
		道路照明灯LED化更新事業（単独事業）	44,757,000	28,334,000							28,334,000
		市道整備事業（国交付金事業）	471,870,000	305,130,000			152,565,000		137,200,000		15,365,000
		市道整備事業（単独事業）	576,050,000	417,459,000					167,800,000		249,659,000
		国県道整備事業（国交付金事業）	907,180,000	714,090,000			389,609,000		284,700,000		39,781,000
		国県道整備事業（単独事業）	145,510,000	107,034,000					61,700,000		45,334,000
		スマートインターチェンジ関連整備事業（国交付金事業）	247,580,000	247,580,000			136,169,000		100,200,000		11,211,000
		スマートインターチェンジ関連整備事業（単独事業）	46,000,000	40,536,000							40,536,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（国交付金事業）	1,115,660,000	953,800,000			524,590,000		388,000,000		41,210,000
		三遠南信自動車道関連整備事業（単独事業）	94,100,000	61,425,000					46,000,000		15,425,000
		道路施設管理事業（道路施設維持管理事業）	9,127,000	8,857,000							8,857,000
		道路施設管理事業（街路樹管理事業）	50,000,000	47,503,000							47,503,000
		道路維持修繕事業（国交付金事業）	3,912,981,000	3,481,252,000			1,820,415,000	53,201,000	1,457,700,000		149,936,000
		道路維持修繕事業（国県道単独事業）	31,000,000	20,068,000							20,068,000
		道路維持修繕事業（長寿命化推進単独事業）	372,556,000	287,396,000					86,600,000		200,796,000
		道路防災事業（国交付金事業）	274,864,000	245,992,000			128,746,000		107,800,000		9,446,000
		道路防災事業（単独事業）	267,700,000	174,631,000					70,300,000		104,331,000
		橋りょう耐震補強事業（国交付金事業）	529,240,000	458,820,000			252,351,000		189,900,000		16,569,000
		橋りょう耐震補強事業（単独事業）	6,580,000	2,110,000							2,110,000
		過疎対策道路修繕事業（単独事業）	105,000,000	72,712,000					72,000,000		712,000
		道路保全デジタル運営経費	87,714,000	87,714,000							87,714,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	河川管理対策事業（ポンプ場等維持管理事業）	5,456,000	5,456,000						5,456,000
		河川改良事業（国交付金事業）	119,000,000	119,000,000		49,500,000	9,833,000	58,700,000		967,000
		河川改良事業（単独事業）	366,734,000	242,601,000				137,200,000		105,401,000
		河川維持修繕事業（河川・排水路維持修繕事業）	30,600,000	12,558,000				11,900,000		658,000
	5 都市計画費	土地利用適正化事業（浜松版スマートタウン開発支援事業（補助金））	190,077,000	190,077,000						190,077,000
		公共交通推進事業（鉄道安全対策助成事業（補助金））	21,549,000	20,286,000						20,286,000
		公共交通推進事業（交通施設再整備事業）	63,711,000	63,711,000						63,711,000
		土地区画整理等調査事業（単独事業）	7,183,000	7,018,000						7,018,000
		市街地整備運営経費	45,696,000	45,696,000						45,696,000
		都市計画道路整備事業（国交付金事業）	317,000,000	312,800,000		165,615,000		134,600,000		12,585,000
		都市計画道路整備事業（単独事業）	66,000,000	26,026,000						26,026,000
		天竜川駅周辺整備事業（国交付金事業）	200,000,000	200,000,000		100,000,000		100,000,000		
		公園整備事業（国交付金事業）	35,706,000	35,706,000		11,902,000		21,400,000		2,404,000
		公園緑地帯維持管理事業	25,384,000	25,384,000						25,384,000
	公園施設改良事業	124,464,000	124,464,000						124,464,000	
	6 住宅費	市営住宅管理事業（市営住宅維持・保全事業）	61,518,000	61,518,000						61,518,000
市営住宅管理事業（市営住宅解体・用地管理事業）		97,053,000	97,053,000						97,053,000	
9 消防費	1 常備消防費	消防庁舎運営事業（消防庁舎運営維持管理事業）	8,379,000	8,379,000					8,379,000	
	4 災害対策費	防災施設・資機材管理事業（防災施設・資機材維持管理事業）	6,017,000	6,017,000					6,017,000	
		防災施設・資機材管理事業（災害情報伝達手段整備事業）	14,403,000	14,403,000					14,403,000	
5 公営企業会計支出金	水道事業会計負担金	9,058,000	9,047,000					9,047,000		
10 教育費	1 教育総務費	放課後児童会健全育成事業（放課後児童会施設整備事業）	8,406,000	8,406,000					8,406,000	
		学校情報技術環境整備事業	109,492,000	109,492,000		97,673,000			11,819,000	
		教育研究・指導事業	3,125,000	3,125,000					3,125,000	
		かわな野外活動センター管理運営事業（施設整備事業）	2,354,000	1,415,000					1,415,000	
	2 小学校費	小学校運営事業	135,000,000	135,000,000		67,500,000			67,500,000	
		小学校施設整備事業	528,345,000	528,345,000		89,546,000		72,000,000	366,799,000	
	3 中学校費	中学校運営事業	67,050,000	67,050,000		33,525,000			33,525,000	
		中学校建設事業	7,848,000	7,848,000		3,356,000		1,900,000	2,592,000	
		中学校施設整備事業	240,206,000	240,206,000		40,070,000		44,300,000	155,836,000	
	4 高等学校費	市立高校管理デジタル運営経費	20,651,000	9,185,000					9,185,000	
		市立高校管理運営経費	2,100,000	2,100,000		1,050,000			1,050,000	
		市立高校施設整備事業	29,221,000	29,221,000					29,221,000	
6 学校給食センター費	学校給食センター事業（学校給食センター管理運営事業）	5,533,000	5,383,000					5,383,000		
11 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業（単独事業）	26,873,000	26,873,000					26,873,000	
		農地・農業用施設災害復旧事業（単独事業）	146,216,000	146,034,000					146,034,000	
		土木施設災害復旧事業（国庫補助事業）	1,170,028,000	581,545,000		387,890,000		183,000,000	10,655,000	
		土木施設災害復旧事業（単独事業）	36,000,000	36,000,000				23,600,000	12,400,000	
		文教施設災害復旧事業（国庫補助事業）	40,000,000	26,400,000			17,600,000	6,600,000	2,200,000	
		市有財産災害復旧事業（単独事業）	2,310,000	2,310,000					2,310,000	
計			21,700,157,000	17,376,880,000	9,892,000	7,586,990,000	1,094,168,000	4,660,200,000	19,628,000	4,006,002,000

令和4年 5月26日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和3年度 浜松市事故繰越し繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
8	2	国県道整備 事業（国交 付金事業）	円 111,900,000	円 40,700,000	円 71,200,000	円 71,200,000	円	円 35,600,000	円 35,600,000	円	令和2年度から繰越していた（一）細江浜北線（雷神橋）道路改良工事（左岸）について、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置による物流混乱の影響に伴い、本工事の影響範囲内において施工していた高压電力線の支障物件移転工事に遅延が生じたため、本工事の年度内完了が見込めなくなったもの。	
		三遠南信自 動車道関連 整備事業 （国交付金 事業）	円 235,400,000	円 94,160,000	円 141,240,000	円 141,240,000	円	円 77,682,000	円 57,200,000	円 6,358,000	令和2年度から繰越していた（国）152号（池島一大原）工事用道路工事（第5工区）について、令和3年5月豪雨による一級河川翁川の増水に伴い、仮設道路の一部が流出したため、工事の年度内完了が見込めなくなったもの。	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	地方債		
8	5	都市計画道路整備事業 (国交付金事業)	円 45,000,000	円 19,440,000	円 25,560,000	円 25,560,000	円 12,780,000	円 12,780,000	円 12,780,000	円 12,780,000	令和2年度から繰越していた(都)池川富塚線道路改良工事について、同箇所 の歩道工事の完了をもって着手し、令和4年2月の完成を予定していたが、令和3年7月豪雨により当該歩道工事における施工箇所の路肩が崩壊し、応急復旧及び工法検討に不測の日数を要したため、工事の年度内完了が見込めなくなったもの。	
		都市計画道路整備事業 (単独事業)	円 5,000,000		円 5,000,000	円 5,000,000				円 5,000,000	上の国交付金事業と一体で行う工事について、年度内完了が見込めなくなったもの。	
計			円 397,300,000	円 154,300,000	円 243,000,000	円 243,000,000	円 126,062,000	円 92,800,000	円 24,138,000			

令和4年 5月26日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和3年度 浜松市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 医療センター資本的支出	1 建設改良費	固定資産購入費	円 46,387,000	円	円 46,387,000	円	円	円	円 46,387,000	円	円	移動型デジタル式汎用X線透視診断装置ほか2件の医療機器について、当初は年度内の納品を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響による生産の遅延及びウクライナ情勢の悪化による輸送の遅延により、翌年度へ繰越となった。
計			円 46,387,000		円 46,387,000				円 46,387,000			

令和4年5月26日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和3年度 浜松市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	他会計負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	改良費	円 1,142,699,800	円 294,490,000	円 848,209,800	円	円	円 9,046,400	円 839,163,400	円	円	上島幹線耐震化工事ほか24件について、当初は年度内の完成を見込んでいたが、着手後に判明した予期せぬ事態に対する調整や他事業の遅延などにより不測の日数を要したため、翌年度へ繰越となった。
計			1,142,699,800	294,490,000	848,209,800			9,046,400	839,163,400			

令和4年5月26日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友

令和3年度 浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共整備事業費	円 2,931,235,640	円 624,555,000	円 2,306,680,640	円 993,616,390	円 1,289,000,000	円 -	円 24,064,250	円 -	中部浄化センター汚泥焼却設備改築工事ほか36件について、当初は年度内の完成を見込んでいたが、着手後の現地調査で判明した施工条件の変更などにより不測の日数を要したほか、国の令和3年度補正予算に伴う令和4年度事業の前倒し実施により、翌年度へ繰越となった。	
		特定環境保全公共整備事業費	117,734,100	12,500,000	105,234,100	42,075,000	62,000,000	-	1,159,100	-		
	2 コンセッション整備事業費	コンセッション整備事業費	1,023,816,600	754,716,600	269,100,000	154,300,000	114,800,000	-	-	-		
計			4,072,786,340	1,391,771,600	2,681,014,740	1,189,991,390	1,465,800,000	-	25,223,350	-		

令和4年5月26日提出

静岡県浜松市長 鈴木康友